メンテナンス体制証明書

※記入スペースが足りない場合は別紙に記入。

［入札しようとする艇のメンテナンス］

1　当該艇のメンテナンスが行える整備工場(整備拠点でも可能)

(1)最寄りの整備工場(整備拠点の)名称及び所在地(電話番号を含む)

(2)入札希望者との関係

(3)整備を実際に担当する人員(サービスエンジニアを含み常駐者であること)及び担当者名

(4)点検整備及び修理依頼から着手までの所要日数は、原則15日以内で対応いたします。

2　部品供給体制

(1)部品供給の総括窓口及び担当者名(電話番号を含む)

(2)供給系統(フローチャート図)

(3)依頼から納品までの所要日数は、原則15日以内で対応いたします。

ただし、海外からの部品取り寄せの場合は1ヶ月を目安とします。

3　技術の派遣体制

(1)最寄の整備工場の派遣体制

ア緊急時の連絡系統

イ現地への派遣方法

ウ修理から現地到着までの所要日数は、原則15日以内で対応いたします。

(2)メーカーの技術員の派遣体制

ア　緊急時の連絡系統

イ　現地への派遣方法

ウ　修理から現地到着までの所要日数は、原則１５日以内で対応いたします。

上記のとおり証明いたします。

令和　　　　年　　　　月　　　日

中津市長あて

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　　　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　商号又は名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名　　　　　　　　　　　　　㊞

【メンテナンス体制証明書　　別紙】